報告書

平成30年6月19日

広島地方検察庁総務部長 殿

告訴人高野邦夫氏から告訴状の提出を受けた状況及び津田廣雄に対する住居侵入,傷害事件の捜査,事件処分等をした状況につき,下記のとおり報告します。

記

1 庄原警察署から被疑者津田廣雄に対する傷害事件の送致を受けた状況等 被疑者津田廣雄(以下「被疑者」という。)に対する傷害事件について、庄原 区検察庁は、平成29年6月9日、庄原警察署から被疑者の勾留を要しないいわ ゆる「在宅事件」として書類送致を受け、同日、これを受理した。同事件につい ては、当職が担当することとなった。

同事件記録には、被害者である髙野邦夫氏(以下「原告」という。)からの告訴状又は告訴調書はなく、庄原警察署は、告訴のない事件として当庁に送致したものであった。

同事件記録によれば、犯罪事実の要旨は、「平成29年5月2日、広島県庄原市内において、被疑者である津田廣雄が、被害者である髙野邦夫(原告)に対し暴行を加え、傷害を負わせた。」というものであり、平成29年5月2日、原告が、暴行事件として庄原警察署警察官に対して上記被害事実を申告したことを受け、同警察署は、当初暴行事件として捜査を行っていたが、同月26日、原告が、診断書を庄原警察署に提出したため、その後は、傷害事件として捜査を行っていたが、

た。

庄原警察署警察官が原告から被害状況について事情聴取して作成した原告の供述調書は2通あり、1通は、平成29年5月2日(被害を受けた当日)付けのもので、もう1通は、同月26日(診断書を提出した当日)付けのものであった。なお、同月2日付けの供述調書の末尾には、「厳重に処罰して下さい。」と記載されていた。

2 原告から告訴状の提出を受けた状況等

平成29年6月12日,原告が広島地方検察庁三次支部を訪れ、対応した同支 部職員に対し、同日付の告訴状(告訴人は原告、被告訴人は被疑者であり、罪名 を住居侵入、傷害としたもの)を提出したため、同支部は、同告訴状を広島地方 検察庁に回付した。

同月16日,広島地方検察庁において,原告が告訴した犯罪事実は,住居侵入 に係る犯罪事実が付け加えられたことを除いては,同月9日に庄原警察署から送 致を受けた被疑者に対する傷害事件(以下「警察送致事件」という。)の犯罪事 実とほぼ同様の内容であった。そのため,広島地方検察庁は,警察送致事件とと もに事件処分すべきとの理由から,庄原区検察庁で同告訴状を受理するのが相当 と判断し,同告訴状を庄原区検察庁に回付し,同日付けで庄原区検察庁はこれを 受理した。

なお,同月8日,高野邦夫が広島地方検察庁三次支部を訪れたかどうかについて,対応した職員に記憶がないため,不明である。

3 警察送致事件及び原告告訴に係る事件の捜査状況等

当職において、警察送致事件の事件記録及び原告から提出を受けた告訴状を検 討したところ、住居侵入に関する捜査等が必要と判断したことから、庄原警察署 警察官に対し、捜査を依頼し、その結果につき、関係書類の追送を受けた。

そして、当職は、捜査した結果等に基づき、同年12月6日、被疑者を三次区 検察庁に呼び出して取調べを行ったほか、その他真相解明に必要と思料される捜 査を行った。

なお, 当職において, 告訴人である原告から事情聴取する必要性を検討したが, 原告から提出を受けた告訴状記載の犯罪事実は, 住居侵入の事実が付け加えられ たことを除いては、警察送致事件の犯罪事実とほぼ同様の事実であり、上述した 警察官作成に係る原告の供述調書、その他警察において捜査された結果や住居侵 入の事実につき警察が捜査を行った結果等から、原告から事情聴取を行うことま での必要性はない判断し、当職による原告の事情聴取はしなかったものである。

4 事件の処分状況

当職は、その後、上司の決裁を得て、警察署送致事件及び原告告訴に係る事件 につき、同月14日、傷害罪については起訴処分、住居侵入罪については不起訴 処分をした。

5 原告に対する処分結果通知状況等

当職は、警察署送致事件及び原告告訴に係る事件を処分した日である同月14日,刑事訴訟法260条に基づき、告訴人に対して被疑者の処分結果を通知する必要があったことから、被疑者に対する処分結果を記載した「処分通知書」を作成するよう立会事務官に指示した。上記指示を受けた立会事務官は、被疑者につき、平成29年12月14日付けで、傷害の事実については傷害罪で起訴処分、住居侵入の事実については不起訴処分をした旨記載した「処分通知書」を作成した。当職は、その内容を確認して押印し、立会事務官に対して、原告宛てに「処分通知書」を郵送の方法により送付するよう指示した。

当職の指示を受けた立会事務官は、同日、普通郵便により「処分通知書」を原告宛てに郵送した。